

総務環境委員会

説明資料

令和3年9月24日

総務局

目

次

頁

1	平成元年度以降の本市の不祥事件に関する市長の給料の減額について・・・	1
2	一般職の職員の減給処分で加味される事項について・・・・・・・・・・	2
3	他の地方公共団体の首長自身の行為による給料の減額の主な事例について・・・	3
4	平成15年度以降の他の指定都市の市長の給料の減額の主な事例について・・・	4
5	他の地方公共団体における自身の不祥事により首長が辞職した事例について・・・	5
6	これまでの市政への影響について・・・・・・・・・・	6
7	今後の市政への影響について・・・・・・・・・・	7
8	市長の職員への謝罪文について・・・・・・・・・・	8
9	優勝報告の経緯及び経過について・・・・・・・・・・	9
10	本市に寄せられた意見の件数の推移について・・・・・・・・・・	11
11	本市に寄せられた意見の内訳について・・・・・・・・・・	13
12	市長給料及び職員あて市長謝罪文に関する本市に寄せられた意見について・・・	15

1 平成元年度以降の本市の不祥事件に関する市長の給料の減額について

実施年月	減額内容	減額総額	減額理由
平成4年 3月、4月	減給10分の2 2月	円 594,000	造園工事の入札に係る収賄事案
平成7年 12月	減給10分の1 1月	161,700	南陽工場新築工事に係る入札妨害事案
平成11年 3月、4月	減給10分の2 2月	677,600	市政調査会に関する問題
平成16年 5月～7月	減給10分の5 3月	2,286,900	道路清掃事業に係る入札妨害事案
平成20年 4月～6月	減給10分の5 3月	2,218,104	複数の部署における長年にわたる不適正な会計処理事案
平成25年 7月	減給10分の5 3月	750,000	嘱託員の不正採用事案

(注) 平成16年、平成20年及び平成25年の減額内容については、カット後の給料に対する減給の割合を記載

2 一般職の職員の減給処分で加味される事項について

- ・ 非違行為の原因、動機、態様及び結果
- ・ 故意又は過失の度合いの程度
- ・ 非違行為を行った職員の職責
- ・ 他の職員、地域及び社会に与える影響
- ・ 過去の非違行為
- ・ 日頃の勤務態度
- ・ 非違行為後の対応等

3 他の地方公共団体の首長自身の行為による給料の減額の主な事例について

対 象 者	実 施 年 月	減 額 内 容	減額総額	減 額 理 由
千 葉 県 知 事	令和2年 1月～3月	減給10分の2 3月	円 834,000	令和元年9月の 台風災害時の私 的視察等による 初動対応の遅れ
佐 賀 県 知 事	平成24年 1月～4月	全額 4月	4,760,000	原子力発電に 係る説明番組 におけるメー ル投稿問題等 への関与疑惑 に関する一連 の混乱
仙台市長	平成21年 1月～3月	減給10分の5 3月	1,827,450	タクシーケ ットの不適切 使用

(注) 仙台市長の減額内容については、カット後の給料に対する減給の割合を記載

4 平成15年度以降の他の指定都市の市長の給料の減額の主な事例について

(1) 全額減額とした事例

対 象 者	実 施 年 月	減額月数	減 額 総 額	減 額 理 由
福岡市長	平成24年7月	1月	円 1,430,000	職員の一連の不祥事件
熊本市長	平成24年10月	1月	1,132,000	職員の一連の不祥事件
	平成25年7月	1月	1,132,000	職員の公金及び公金外現金の横領事案

(2) 減給10分の5とした事例

対 象 者	実 施 年 月	減額月数	減 額 総 額	減 額 理 由
京都市長	平成18年9月 ～平成19年2月	6月	円 4,170,000	職員の一連の不祥事件
大阪市長	平成18年10月 ～平成19年3月	6月	7,251,750	職員の不適切な事務処理事案

5 他の地方公共団体における自身の不祥事により首長が辞職した事例について

首 長	辞 職 日	理 由
新潟県知事	平成30年4月27日	複数の女性との買春
東京都狛江市長	平成30年6月4日	複数の女性職員へのセクシュアルハラスメント
兵庫県明石市長	平成31年2月2日	立ち退き交渉の遅れに対する職員への暴言
埼玉県幸手市長	令和元年8月21日	女性店員に対する暴行容疑で逮捕
広島県三原市長	令和2年6月30日	参院選の選挙違反にかかる現金受領
島根県雲南市長	令和2年12月22日	看護師への傷害容疑で逮捕
大阪府池田市長	令和3年7月30日	役所内への家庭用サウナの持ち込み等

(注) 平成30年度以降に報道された情報から作成

6 これまでの市政への影響について

区 分	内 容
企業との包括連携協定の締結	株式会社名古屋グランパスエイトとの包括連携協定の締結式を中止した。
	包括連携協定の締結について、企業2社から調整を保留したいとの申し出があった。
市長の イベント等への 出席	第5回名古屋城こども王位戦リアル大会開会式の出席者について市長から廣澤副市長へ変更した。
	世界コスプレサミット2021オアシス21オープニングステージの出席者について市長から廣澤副市長へ変更した。
	名古屋城夏まつりに係る名古屋市地域女性団体連絡協議会セレモニーの出席者について市長から廣澤副市長へ変更した。
	東京2020パラリンピック聖火フェスティバル（名古屋市）の出席者について市長から杉野副市長へ変更した。
	東京2020パラリンピック聖火フェスティバル（愛知県）への市長の出席を見合わせた。
	名古屋市国民健康保険60周年記念事業に係る市民向け啓発動画への市長の出演を見合わせた。
	名古屋スポーツコミッション結団式への市長の出席を見合わせた。
そ の 他	広報なごや9月号における市長インタビュー記事の掲載を取り止めた。
	名古屋まつりの会場行事について、協賛のお声がけをした52の企業・団体のうち5社が協賛への難色を示され、難色を示された5社を含む11社から市長の行為について言及された。

7 今後の市政への影響について

- ・ 市政の推進にあたって、企業・各種団体等からの協力が得られにくくなる恐れがある。
- ・ イベント等に市長の出席が求められない恐れがある。
- ・ 寄附金や協賛金等が見直される恐れがある。

8 市長の職員への謝罪文について

令和3年8月23日

新潟県職員の方へ

新潟県長 河野 洋平 様

この度は私をひきあそばさし金メダル事件
により、皆様にお詫び申し上げます。

貴方から電話をうけられ、早速お詫びの
言葉にあり、誠にありがとうございます。

また、私をひきあそばさし金メダル事件
により、皆様にお詫び申し上げます。

また、私をひきあそばさし金メダル事件
により、皆様にお詫び申し上げます。

以上

9 優勝報告の経緯及び経過について

(1) 経緯

- ・ 7月26日に地元から熱田区役所に対して、選手に区役所を訪問していただき、感謝状を贈呈することはできないかという要望があった。
- ・ 熱田区役所から選手の所属先に対して選手の訪問を打診した。
- ・ 選手の所属先から8月4日であれば熱田区役所へ訪問が可能との回答があった。
- ・ 熱田区役所から優勝報告の実施についてスポーツ市民局に相談があり、スポーツ市民局において8月4日の市長日程を確認した。
- ・ 熱田区役所から選手の所属先に市役所への訪問を打診し、優勝報告を行っていただくことになった。

(2) 優勝報告時の概要

日 時	8月4日(水) 午前10時～10時15分
場 所	市役所本庁舎2階第1会議室
内 容	・ 東京2020オリンピックにおける優勝報告 ・ 感謝状及び報奨金の贈呈
市長による 不適切な行為	・ 選手の金メダルを噛んだ行為 ・ 選手に対する身体的特徴、容姿及び恋愛に関する発言

(3) 8月5日、6日の経過

日 時		内 容
8月5日	9時15分	選手の所属先から抗議文を受領
	12時30分	市長が日本オリンピック委員会（JOC）会長に謝罪及び今後の対応について相談
	13時30分	杉野副市長、市長室長及びスポーツ市民局長が謝罪文を選手の所属先に持参（市長は別で選手の所属先に向かい、敷地外で待機）
	15時15分	自由民主党名古屋市議員団、名古屋民主市会議員団、公明党名古屋市議員団及び日本共産党名古屋市議員団から「河村市長に対する抗議並びに要請書」を受領
	15時40分	減税日本ナゴヤから「謝罪を求める要望書」を受領
	15時45分	市長取材対応
8月6日		JOCに選手及び競技団体宛ての謝罪文を送付

10 本市に寄せられた意見の件数の推移について

月 日	件 数	市 長 の 対 応 等
8月 4日	49	
8月 5日	5,827	・市長会見
8月 6日	3,689	
8月 7日 ～10日	1,530	
8月11日	818	
8月12日	942	・市長会見
8月13日	837	
8月14日 ～16日	636	・市長定例会見（16日）
8月17日	329	
8月18日	143	
8月19日	52	
8月20日	39	
8月21日 ～23日	198	・幹部会で職員への謝罪文を配付 （23日）
8月24日	276	
8月25日	135	
8月26日	53	
8月27日	46	
8月28日 ～30日	57	
8月31日	17	

月 日	件 数	市長の対応等
9月 1日	14	
9月 2日	22	
9月 3日	46	
9月 4日 ～6日	10	
9月 7日	11	
9月 8日	2	
9月 9日	4	
9月10日	5	
9月11日 ～13日	12	・市長定例会見（13日）
9月14日	7	
9月15日	13	・本会議 個人質問
9月16日	61	・本会議 個人質問
9月17日	26	・本会議 個人質問
計	15,906	

11 本市に寄せられた意見の内訳について

区 分	件 数	割 合
不快、不潔だ	5,386	38.4%
感染症対策の面で不適切だ	2,372	16.9%
敬意に欠ける行為だ	3,444	24.6%
メダルの交換・弁償をすべきだ	2,451	17.5%
セクハラ、パワハラだ	1,824	13.0%
きちんと謝罪すべきだ (謝罪になっていない、悪いと思っているように見えない等)	4,930	35.2%
辞職すべきだ	5,781	41.2%
名古屋市民としての心情に関するもの (市民であることが恥ずかしい等)	920	6.6%
名古屋市民へ向けたもの (市民が可哀想等)	1,039	7.4%
市長給料に関すること (肯定的：減額する必要はない、妥当な処分である等)	30	0.2%
市長給料に関すること (否定的：お金で済む話ではない、給料減額の期間が短い等)	227	1.6%
市長を擁護するもの (市長を続けて欲しい、市長は悪くない等)	159	1.1%

区 分	件 数	割 合
職員あての市長謝罪文に関すること (肯定的)	2	0.0%
職員あての市長謝罪文に関すること (否定的：誠意が伝わらない、謝罪する相手が違 う、職員に対して失礼、職員が可哀想等)	290	2.1%
市長の新型コロナウイルス感染に関すること (優勝報告時の市長の行為に関連つけた意見に 限る)	34	0.2%
年末までの対外的公務自粛に関すること (否定的：期間が短い、もっと自粛すべき等)	2	0.0%
本件をいつまで議論しているのか (他に議論することがある等)	15	0.1%

- (注) 1 令和3年9月17日までに寄せられた15,906件の意見のうち、
内容の記録がされている14,017件の意見を分類
- 2 意見の中に複数の内容が含まれる場合は、それぞれの項目に件数を
計上

12 市長給料及び職員あて市長謝罪文に関する本市に寄せられた意見について

(1) 市長給料

ア 肯定的

意 見	件 数
減額する必要はない	15
妥当な処分である	15

イ 否定的

主な意見	件 数
お金で済む話ではない	168
減額の期間が短い	37

(注) 令和3年9月17日までに寄せられた意見を分類

(2) 職員あて市長謝罪文

ア 肯定的

意 見	件 数
手書きの謝罪文は評価できる	2

イ 否定的

主な意見	件 数
誠意が伝わらない	224
謝罪する相手が違う	11
職員に対して失礼、職員が可哀想	17

(注) 令和3年9月17日までに寄せられた意見を分類